

委員会レポート *report*

10月7日に常任委員会を開き、補正予算・条例などの議案の審査などを行いました。審査の結果、議案10件を原案の通り可決すべきものと決定しました。また、請願1件を不採択とすべきものと決定しました。
10月11日、12日には特別委員会を開き、付託案件の審査を行いました。

議会運営委員会

9月15日と定例会中の5日間、会議を開き、本会議を円滑かつ効率的に進行するため、議事日程、質疑質問者の人数、採決の方法や順序などについて会派間の協議を行いました。



常任委員会

企画財政委員会	「令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)」などについて審査
総務県民生活委員会	「埼玉県防犯のまちづくり推進条例の一部を改正する条例」などについて審査
環境農林委員会	「令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)」などについて審査
福祉保健医療委員会	「令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)」などについて審査
産業労働企業委員会	「令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)」などについて審査
県土都市整備委員会	「令和4年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)」などについて審査
文教委員会	学校におけるヤングケアラー支援の取組について審査
警察危機管理防災委員会	「埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例」などについて審査

特別委員会

自然再生・循環社会対策特別委員会	農林業・農山村の循環型社会への貢献について審査
地方創生・行財政改革特別委員会	地方財源の確保対策、地方創生・SDGsの推進について審査
公社事業対策特別委員会	埼玉県道路公社、働さいたまりパーフロンティア、(公財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団における改革の取組について審査
少子・高齢福祉社会対策特別委員会	地域医療について審査
経済・雇用対策特別委員会	中小企業の振興について審査
危機管理・大規模災害対策特別委員会	大規模災害時の対応について審査
人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会	グローバル人材の育成について審査
新型コロナウイルス感染症対策特別委員会	現下の新型コロナウイルス感染症対策について審査

決算特別委員会を設置

令和3年度一般会計および特別会計決算、公営企業会計決算を審査します。委員は次の通りです。

定数18人(◎は委員長、○は副委員長)

- | | | |
|------------|---------------|----------------|
| ◎日下部伸三(自民) | ○阿左美健司(自民) | ○齊藤邦明(自民) |
| ○内沼博史(自民) | ○八子朋弘(県民) | ○横川雅也(自民) |
| 石川誠司(自民) | ○辻浩司(民主フォーラム) | ○蒲生徳明(公明) |
| 小川直志(自民) | ○前原かづえ(共産党) | ○神尾高善(自民) |
| 杉田茂実(自民) | ○権守幸男(公明) | ○本木茂(自民) |
| 金野桃子(県民) | ○鈴木正人(県民) | ○田並尚明(民主フォーラム) |

意見書・決議

意見書5件を可決し、国に提出しました。また、決議1件を全会一致で可決しました。

(●は全会一致での可決、○は賛成多数による可決)

- 食料安全保障の強化を求める意見書
- 太陽光パネルの立地に関する制度の改正等を求める意見書
- 学校施設のZEB(ゼブ)化の更なる推進を求める意見書
- 適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に当たっての適切な措置を求める意見書
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する意見書
- 北朝鮮による弾道ミサイルの発射に重ねて断固抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議

県議会クイズ Q OOに当てはまる数字は何でしょう。

令和4年9月定例会では、OO人の議員が一般質問に立ちました。

ヒント

2・3面をよ〜く読んでね!

はがきに右記のようにご記入の上、12月1日(木)(当日消印有効)までにお送りください。正解者の中から抽選でプレゼントを差し上げます。

当選者の発表は、プレゼントの発送をもって代えさせていただきます。

対象は、埼玉県内に在住・在勤・在学している方のみとなります。

プレゼント

図書カード 1,000円分 ...20名様

63 330-9301
「県議会クイズ」係
埼玉県議会事務局
政策調査課

- クイズの答え
- 郵便番号
- 住所
- 通勤通学先の市町村名(県外にお住まいの方のみ)
- 氏名・年齢
- 埼玉県議会だよりに対するご意見

県議会ホームページからもご応募いただけます。



【個人情報の取り扱い】
応募はがきは、抽選とプレゼントの発送以外の目的には使用いたしません。

「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」を議員提案により改正

県内では令和3年6月と令和4年6月に、インターネットカフェの個室内で利用客が従業員を人質に立てこもる事件が続けて発生しました。

店舗内に個室を設けて営業するインターネットカフェ等は、店舗内の安全対策や従業員の安全確保が防犯上重要であるにもかかわらず、これらを定める法令がなく、県が指導を行う根拠がありません。

このような状況を踏まえ、インターネットカフェ等における犯罪を防止するため、インターネットカフェ等の営業を行う者が必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨を定めること等を目的とした本条例の改正案が議員提案され、全会一致で可決されました。

令和5年
4月1日
施行



▲条例の本文はこちらから

改正の概要

第18条(犯罪の防止に配慮した店舗等の整備)に次の規定を追加

ア 個室を設け、当該個室において客に図書等の閲覧を行わせる営業を行う者又はインターネットの利用を行わせる営業を行う者は、防犯に係る責任者の設置、従業員に対する防犯に係る指導、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備その他必要な措置を講ずるよう努める。



イ 知事及び公安委員会は、共同して、アの措置に関する指針を定める。

秋のフォローキャンペーン 11/24木曜日まで 開催中!

埼玉県議会ではTwitterによる情報発信を行っています。素敵なプレゼントが当たるフォローキャンペーンを開催中!ぜひご参加ください。

【協力】埼玉県物産観光館そびあ

.....応募方法.....

- ①県議会公式ツイッター(@saitamakengikai)をフォロー
- ②フォローキャンペーンのツイートからクイズに挑戦
正解だと思う方を「リツイート」か「いいね」で回答してくださいね!

県議会公式Twitterはこちらから

